

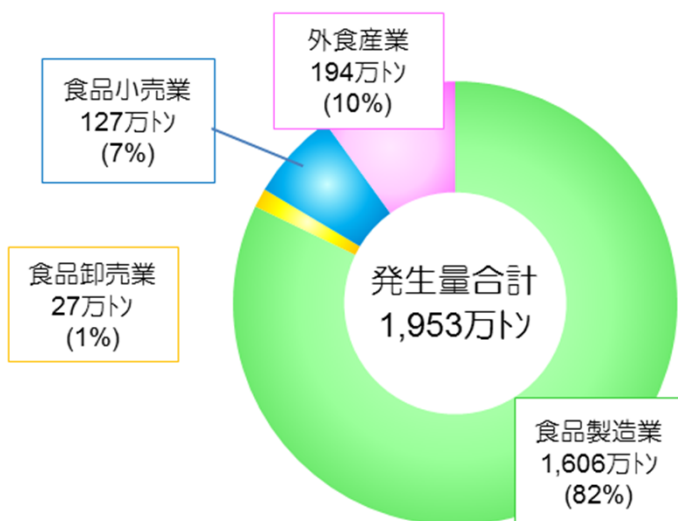
食品産業における食品リサイクルの現状

食品廃棄物等の発生量は、平成26年度で1,953万トンとなっており、このうち食品製造業が約8割を占めている。

食品廃棄物等の再生利用等実施率は、食品流通の川下に至るほど分別が難しくなることから、食品製造業の再生利用等実施率は高いものの、食品卸売業、食品小売業、外食産業の順に低下している。

また、再生利用の内訳を見ると、飼料、肥料の割合が高く（特に食品製造業においては、飼料の割合が高い）、登録再生利用事業者も肥飼料化で88%となっている。

食品廃棄物等の発生量（平成26年度）



食品廃棄物等の再生利用等実施率（平成26年度）

業種	年間発生量 (万t)	業種別実施率目標 (%)	再生利用等実施率 (%)							
			発生抑制	再生利用	(用途別仕向先)			熱回収	減量	
飼料	肥料	その他								
食品製造業	1,606	95	95	12	69	76	17	7	2.2	12
食品卸売業	27	70	57	9	43	33	45	22	0.6	4
食品小売業	127	55	46	13	32	43	34	23	0.1	0
外食産業	194	50	24	6	15	23	35	42	0.1	3
食品産業計	1,953	-	85	12	61	73	18	9	1.9	10

(注)実施量は四捨五入の関係で合計が合致しないことがある。

(参考) 食品リサイクル制度における取組の優先順位
発生抑制 > 再生利用(飼料化を優先) > 熱回収 > 減量

食品廃棄物等の再生利用等実施量（平成26年度）

(単位:万トン)



(注) 「再生利用以外」とは、食品リサイクル法で定める再生利用手法以外のもので、セメント、きのこ菌床、暗渠疎水材、かき養殖用資材等である。

資料：「食品リサイクル法に基づく食品廃棄物等の発生量が年間100トン以上の食品関連事業者からの定期報告結果」（平成26年度）及び農林水産省大臣官房統計部「食品循環資源の再生利用等実態調査」（平成25年度）を用いて推計

登録再生利用事業者(178社)による再生利用事業種別内訳
(平成28年3月末現在)

再生利用事業	件数
肥料化事業	114
飼料化事業	56
油脂・油脂製品化事業	24
メタン化事業	9

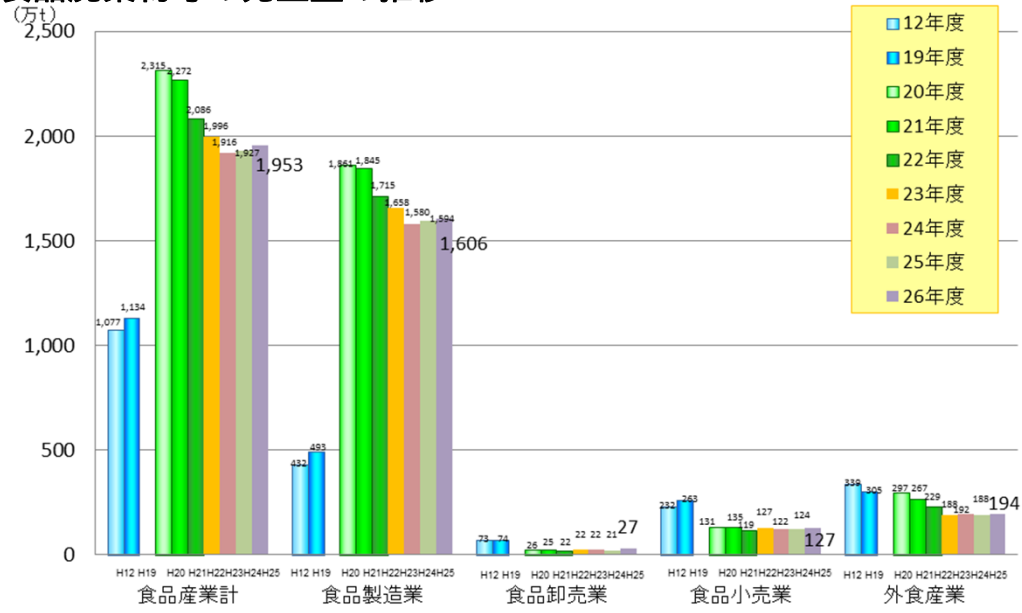
(注)一事業者が複数の再生利用事業を実施しているケースがあるため、種別の件数の計と事業者数とは合致しない。

● 食品産業における食品廃棄物等の発生量及び再生利用等実施率の推移

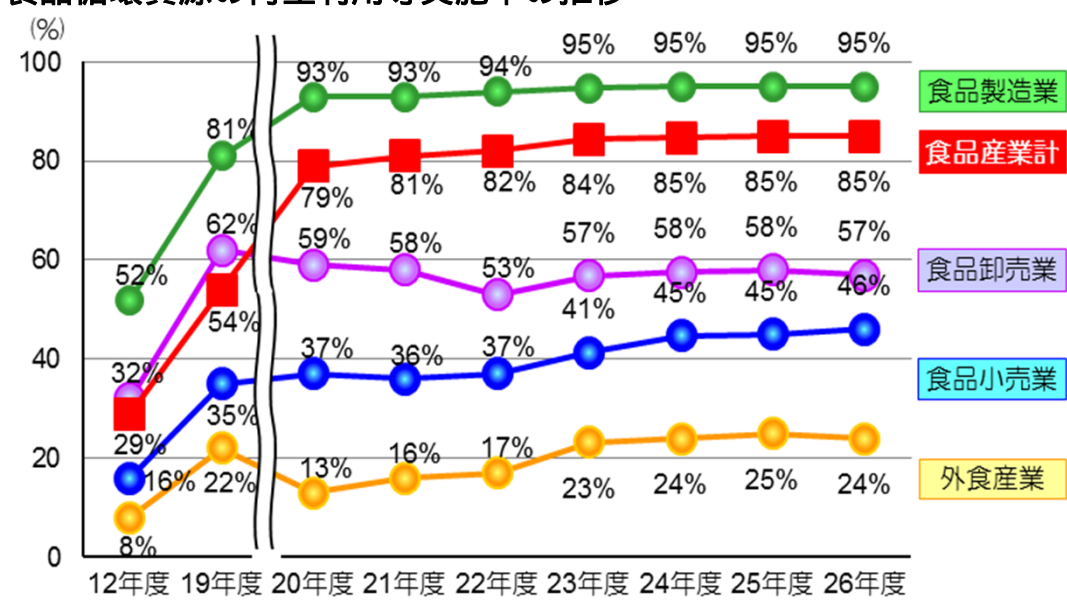
食品廃棄物等の発生量は、統計調査の開始年度である平成12年度から平成19年度までは約11百万トンで推移していたが、平成20年度以降は約23百万トンから20百万トンとなっている（農林水産省統計部が推計）。この乖離は、平成20年度から年間の発生量100トン以上の食品関連事業者からの定期報告が義務付けられたことを踏まえ、このデータを活用して推計することで精度が向上し、より実態に即した数値となったためである（発生量の実態把握が進んだものであり、「増加」したのではない）。

食品循環資源の再生利用等実施率は、調査を開始した平成12年度（法制定時）では29%であったが、平成19年度（法改正時）までに54%まで上昇。推計方法を変更した平成20年度は79%、平成21年度は81%、平成22年度は82%、平成23年度は84%、平成24年度以降は85%となっている。

食品廃棄物等の発生量の推移



食品循環資源の再生利用等実施率の推移



参考：食品廃棄物等の年間発生量等が大きく変わった要因

【食品製造業】	平成19年度：4,928千ト	→	平成21年度：18,449千ト (13,521千ト増)
平成19年度実績までは、少数の事業者の排出量が大宗を占める業種（糖類製造業、精穀・製粉業及び動植物油脂製造業など）の中で、発生量が多い事業所の統計調査結果が得られておらず、推計値が過小に算出。			
【食品卸売業・食品小売業】	平成19年度：3,366千ト	→	平成21年度：1,598千ト (1,768千ト減)
平成19年度実績までは、本来、発生量と従業者数は関連性が低いにもかかわらず、従業者規模別に階層分けし調査標本を設定していたことから、食料・飲料卸売業及び各種食品小売業などの業種の中で、推計標本として発生量の大きい事業所が多く抽出され、推計値が過大に算出。			
【外食産業】	平成19年度：3,048千ト	→	平成21年度：2,672千ト (376千ト減)
比較的大規模な事業所が少ないことにより、1事業所当たりの発生量がほぼ変わらないため、全体量もほぼ変わらない。			

平成21年度からは、100トン以上の事業者の発生量等がほぼ悉皆で算出される定期報告の結果と、調査対象を100トン未満の事業所に改めた統計調査とを合わせて推計する方法に変更したため、本来、発生量の多い食品製造業の実態に即した結果が反映され、年間の発生量は大きく変動することとなった。